五　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定（老齢厚生年金加給対象者について適用される場合に限る。）による退職共済年金のうち当該老齢厚生年金加給対象者について厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定により老齢厚生年金の額として算定されることとなる額に同法第四十四条第一項の規定により加算することとなる加給年金額に相当する部分

六　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定（老齢厚生年金加給対象者について適用される場合に限る。）による退職共済年金のうち当該老齢厚生年金加給対象者について厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定により老齢厚生年金の額として算定されることとなる額に同法第四十四条第一項の規定により加算することとなる加給年金額に相当する部分

七　平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により移行退職共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

八　厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により障害厚生年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

九　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

十　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十八条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

十一　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

十二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定（障害厚生年金加給対象者について適用される場合に限る。）による障害厚生年金加給対象者について厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定により障害厚生年金の額として算定されることとなる額に同法第五十条の二第一項の規定により加算することとなる加給年金額に相当する部分

十三　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定（障害厚生年金加給対象者について適用される場合に限る。）による障害厚生年金加給対象者について厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定により障害厚生年金の額として算定されることとなる額に同法第五十条の二第一項の規定により加算することとなる加給年金額に相当する部分

十四　平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第四十三条第一項の規定により移行障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分

第三十六条第五項を削り、同条の前に見出しとして「（法第十四条に規定する政令で定める老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二　平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者（老齢基礎年金の振替加算等の受給権を有する者に限る。）の配偶者が法第十条第二項の規定により老齢基礎年金の振替加算等の受給権を有することとなるときは、当該平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者に係る老齢基礎年金の振替加算等については、当該平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者に係る老齢厚生年金を前条第一項第一号イに掲げる年金たる給付とみなして、同条の規定を適用する。

第三十七条の見出し中「第十六条第二項第一号イ」を「第十五条第二項第一号イ」に改め、同条第一項中「第十六条第二項第一号イ」を「第十五条第二項第一号イ」に、「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十六条第二項第一号ハ」を「第十五条第二項第一号ハ」に改める。

第三十八条の見出し中「第十六条第二項第二号」を「第十五条第二項第二号」に改め、同条中「第十六条第二項第二号」を「第十五条第二項第二号」に、「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第三十九条の見出し中「第十七条第二項第一号ハ」を「第十六条第二項第一号ハ」に改め、同条中「第十七条第二項第一号ハ」を「第十六条第二項第一号ハ」に、「第三十七条第八項第四号」を「第四十条第八項第四号」に、「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第四十条の見出し中「第十七条第二項第二号」を「第十六条第二項第二号」に改め、同条中「第十七条第二項第二号」を「第十六条第二項第二号」に、「第三十七条第八項第四号」を「第四十条第八項第四号」に改める。

第四十一条の見出し中「第十七条第四項」を「第十六条第四項」に改め、同条中「第十七条第四項」を「第十六条第四項」に、「第三十七条第八項第四号」を「第四十条第八項第四号」に、「法第九十六条第一項に規定する遺族給付の中高齢寡婦加算又は同条第二項に規定する遺族給付の経過的寡婦加算」を「法第二十七条の規定により支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算」に改める。

第四十二条第二項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第四十三条第三号中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第六号を次のように改める。

六　次に掲げる年金たる給付

イ　平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金

ロ　平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金

ハ　平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金

ニ　移行障害共済年金及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金

第四十三条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば法第三十八条第一項の規定により支給する厚生年金保険法の規定による障害厚生年金として算定されることとなる額を当該障害共済年金の額として支給する場合を除く。）

第四十四条第二項中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に、「新国民年金法」を「国民年金法」に改める。

第四十六条第二項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第四十七条第三号中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第九号を次のように改める。

九　次に掲げる年金たる給付

イ　平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち遺族共済年金

ロ　平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち遺族共済年金

ハ　平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち遺族共済年金

ニ　移行農林共済年金のうち遺族共済年金及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金